

平成 29 年度当初予算要求における障がい児・者福祉施策関係の主な事業
(当初予算要求ベース)

No	課所名	ページ 番号
1	障がい福祉課	1-27
2	子ども発達支援課、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園	28-36
3	危機対策・情報課	37
4	人権・同和対策課	38
5	交通政策課	39
6	文化政策課	40-41
7	スポーツ課	42-44
8	福祉保健課	45
9	健康政策課	46
10	住まいまちづくり課	47
11	就業支援課	48-49
12	道路企画課	50
13	教育委員会（教育環境課、特別支援教育課、教育総務課）	51-60

1 障がい福祉課

1. 事業名：(継続) 障がい者福祉施設放射線防護対策事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：578 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：578 千円
- (3) 事業の概要

島根原子力発電所から半径 30 キロメートル以内に所在する障害者支援福祉施設において整備した放射線防護対策施設の維持管理に補助を行う。

2. 事業名：(継続) 身体障害者更生相談所費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：4,347 千円（397 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：3,950 千円
- (3) 事業の概要

身体障害者更生相談所業務

東部、中部、西部の 3 か所の各総合事務所福祉事務所（保健局）に併設設置されており、次の業務を実施。

- ・定期相談事業：身体障がいを補うための補装具（補聴器、車いす等）や障がいの軽減・除去、機能回復のための医療（更生医療）が必要かどうかの判定・相談を行う。
- ・巡回相談事業：定期相談が不便な方の所を直接訪問する。
- ・障害程度審査委員会：身体障害者手帳の申請に関して、却下するものや専門的な知識が必要なものについて、専門の医師が中心となって、審査や助言を行う。
- ・地域リハビリテーション推進事業：身体障害者施設等の職員を対象とした講習や事例研究を実施し、職員の資質向上を図る。
- ・市町村職員研修開催事業：市町村が行う相談支援業務の充実を図るため、市町村関係職員に対して、研修を行う。

3. 事業名：(継続) 身体障がい者福祉大会等開催補助事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,150 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,150 千円
- (3) 事業の概要

- ・身体障がい者福祉大会の開催経費に対する補助。
- ・福祉フォーラムの開催経費に対する補助。

4. 事業名：(継続) 知的障害者更生相談所費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,775 千円（168 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,943 千円
- (3) 事業の概要

知的障害者更生相談所業務

東部、中部、西部の 3 か所の各総合事務所福祉保健事務所（保健局）に併設設置されており、次の業務を実施。

- ・相談判定業務：知的障がい者又はその家族からの専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。療育手帳等の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- ・専門的な判定（市町村支援）
障害者総合支援法に基づき、市町村から障害福祉サービスの支給や障害支援区分の決定に係る専門的な知見の求めがあった場合には、必要な助言等の支援を行う。
- ・市町村職員を対象とした研修会等の開催（市町村支援）
知的障害者福祉法に基づき、障害支援区分の決定結果が、決定を行う市町村により異なることのないよう、研修等を通じて、判定の統一を図り、困難事例の解決のための情報交換や指導を行う。

5. 事業名：（継続）特別医療費助成事業費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,665,836 千円（85,362 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,580,474 千円
- (3) 事業の概要
重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費（本人負担分）のうち、市町村が助成した金額の 2 分の 1 を県が補助する制度（特別医療費助成制度）の運用を行う。

6. 事業名：（継続）特別障害者手当等支給事業費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：12,468 千円（1,234 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：13,702 千円
- (3) 事業の概要
日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児（者）に対し、特別障害者手当、障害児福祉手当を支給する。（平成 29 年度は三朝町及び大山町分のみ県が支給事務を実施する。）

7. 事業名：（継続）障がい者福祉事務費（3 障がい手帳事務費）

- (1) 平成 29 年度当初予算額：7,234 千円（2,753 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：4,481 千円
- (3) 事業の概要
障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の発行・管理等を行う。
※中核市移行後の鳥取市とのデータ連係に係るシステム改修費用を 29 年度予算で計上

8. 事業名：（継続）腎臓病患者サポート事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：327 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：327 千円
- (3) 事業の概要
腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内各圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月 2 回の相談会を開催する。

9. 事業名：(継続) 障がい者福祉事業費 (障がい者福祉事務費)

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,872 千円 (1,661 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：3,533 千円
- (3) 事業の概要
鳥取県障害者施策推進協議会の開催経費

10. 事業名：(継続) 自立支援給付費 (障害者医療費 (更生医療、精神通院医療、療養介護医療))

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,370,059 千円 (21,519 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,391,578 千円
- (3) 事業の概要
心身の障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度 (自立支援医療等) の運用を行う。

11. 事業名：(継続) 自立支援給付費 (介護給付費等)

- (1) 平成 29 年度当初予算額：3,139,515 千円 (119,849 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：3,019,666 千円
- (3) 事業の概要
障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を法に基づき負担するものである。(実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)

12. 事業名：(継続) 障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：3,349 千円 (42 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：3,307 千円
- (3) 事業の概要
障がい者のパソコン使用に際し、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障がい者の要望に応じてパソコンボランティアの派遣を行うことにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図る。
 - ・障がい者パソコンボランティア養成・派遣
 - ・障がい者への派遣申込の受付
 - ・ボランティアの派遣

13. 事業名：(継続) 障害者総合支援法及び児童福祉法施行事務費 (県障害者介護給付費等不服審査会運営)

- (1) 平成 29 年度当初予算額：559 千円 (2 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：557 千円
- (3) 事業の概要

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る処分不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査を行うための事務費。

1 4. 事業名：(継続) 障がい者虐待防止・権利擁護事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：4,172 千円（増減なし）

(2) 平成 28 年度当初予算額：4,172 千円

(3) 事業の概要

ア. 指導者養成研修

- ・障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者 3 名を国の研修に派遣して養成する。

イ. 障がい者虐待防止等研修事業

- ・障害者権利擁護センター職員、障害者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施
- ・現場力を高めるためのスーパーバイザー派遣事業
- ・障害者虐待防止・権利擁護公開講座の開催
- ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告

ウ. 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業

- ・市町村に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。

1 5. 事業名：(継続) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：31,498 千円（9,971 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：41,469 千円

(3) 事業の概要

訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を支援する。

1 6. 事業名：(継続) 障がい児・者地域生活体験事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：885 千円（1,232 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,117 千円

(3) 事業の概要

在宅等で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すため、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営費を補助する市町村に助成する。

17. 事業名：(継続) 知的障がい者団体広報啓発事業補助金

- (1) 平成 29 年度当初予算額：490 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：490 千円
- (3) 事業の概要
手をつなぐ育成会補助金（広報啓発事業）
 - ・知的障がい者及びその保護者等に向けた広報誌の発行
 - ・手をつなぐ育成会県大会の実施
 - ・母親研修会・地区研修会の実施

18. 事業名：(継続) 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,837 千円（1,120 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：717 千円
- (3) 事業の概要
江原道の障がい福祉関係者との相互交流により、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図るため、江原道訪問団の受入れに係る経費の一部を負担する。

19. 事業名：(継続) 障がい児保護費（鳥取県肢体不自由児協会等補助金）

- (1) 平成 29 年度当初予算額：750 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：750 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 広報誌発行事業
肢体不自由児愛護思想の普及と支援を目的として機関紙「いずみ」を発行し、障がい児をもつ家庭及び関係機関へ配布する。
 - イ. 肢体不自由児・者父母の会開催事業
県内の肢体不自由児者の父母が一堂に会し、地域の中で心豊かに暮らせる安心、安全な地域社会の構築を願い開催する。

20. 事業名：(継続) 県立障害者体育センター管理委託費（指定管理者制度）

- (1) 平成 29 年度当初予算額：8,969 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：8,969 千円
- (3) 事業の概要
県立障害者体育センターの管理運営を指定管理者（社会福祉法人鳥取県厚生事業団）に委託するために必要な経費。

21. 事業名：(継続) 障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業）

- (1) 平成 29 年度当初予算額：499 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：499 千円
- (3) 事業の概要
指定障がい福祉サービス事業者等について台帳管理を行うためのシステムについて、

保守管理業務を委託するもの。

2 2. 事業名：(継続) 重度障がい児者支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：31,856 千円 (25,169 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：57,025 千円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。

ア. 重度障がい児者日中支援事業

生活介護事業所・放課後デイ事業所において重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

イ. 重度障がい児者短期入所利用支援事業

短期入所事業所において重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

ウ. 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業

グループホーム事業所において重症心身障がい児者等の支援に必要な生活支援員を独自に配置し支援を行う社会福祉法人等に対し、人件費の助成を行う。

エ. 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費を助成。

2 3. 事業名：(継続) 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：125,190 千円 (93,990 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：31,200 千円
- (3) 事業の概要

国庫補助制度を活用し、社会福祉法人等が行う施設整備等に対して補助を行い、障がい福祉関係の社会資源の整備を図り、障がい者のサービス利用環境の向上を目指す。

なお、平成 28 年度事業の一部は、国予算に連動させるため、平成 27 年度経済対策予算で前倒しで予算計上を行っている。

2 4. 事業名：(継続) 指定管理施設利用者環境向上事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：2,169 千円 (130,954 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：133,123 千円
- (3) 事業の概要

指定管理施設である県立鹿野かちみ園、県立鹿野第二かちみ園及び県立障害者体育センターの改修や修繕、必要な備品の購入等により利用者の環境向上を図る。

2 5. 事業名：(継続) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：6,438 千円 (1,356 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：7,794 千円

(3) 事業の概要

グループホームにおいて、夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し、県が人件費の一部を助成する。

26. 事業名：(継続) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業

(1) 平成29年度当初予算額：2,071千円(47千円増)

(2) 平成28年度当初予算額：2,024千円

(3) 事業の概要

特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成する研修の実施に係る事業

ア. 指導者養成事業

- ・都道府県研修実地研修の講師を養成するもの(対象：看護師等)

イ. 都道府県研修

- ・特定の者に対して、たんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成するための研修。対象は、障害福祉サービス事業所職員、登録ボランティア、特別支援学校教員、保育士等。定員は60人。
- ・基本研修：9時間(講義8時間、演習1時間)
- ・実地研修：特定の者に対し、連続2回、手順どおりに実施できるようになれば修了。

27. 事業名：(継続) 鳥取県型グループホーム設置推進事業

(1) 平成29年度当初予算額：2,400千円(1,500千円増)

(2) 平成28年度当初予算額：900千円

(3) 事業の概要

障がい者の住まいであるグループホームの防火防災上の安全基準を平成25年2月に策定したことに伴い、基準策定以前から運営を行っているグループホームが基準適合状況について自己点検を行い、入居者の安全安心を確保するための経費。

28. 事業名：(継続) 鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業

(1) 平成29年度当初予算額：1,750千円(926千円減)

(2) 平成28年度当初予算額：2,676千円

(3) 事業の概要

障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るため、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金(スプリンクラー整備事業)への上乗せ補助及び簡易型スプリンクラーの設置費を補助する。

29. 事業名：(継続) 鳥取県型強度行動障がい入居等支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：6,672 千円（増減なし）

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,672 千円

(3) 事業の概要

障害者支援施設、グループホーム、短期入所事業所において、新たに重度の強度行動障がいの受入れを行う社会福祉法人等に対し、運営費に係る助成を行う。

30. 事業名：(継続) 地域生活定着支援センター運営事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：16,361 千円（703 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：17,064 千円

(3) 事業の概要

障がい者を有する、又は高齢（概ね 65 歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う地域生活定着支援センターを設置運営する経費。

31. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）

(1) 平成 29 年度当初予算額：183,557 千円（5,327 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：178,230 千円

(3) 事業の概要

ア. 理解促進研修・啓発事業

・障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。

イ. 自発的活動支援事業

・障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援する。

ウ. 相談支援事業

・基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援に加え専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図る。

・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する。（入居支援、24 時間支援、関係機関によるサポート体制の調整）

・障がい者相談支援事業

障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を実施する。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援ネットワークの構築を行う。

エ. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、

これらの障がい者の権利擁護を図る。

オ. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人確保の体制整備とともに、市民後見の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。

カ. 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑を図る。

キ. 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者に対し自立支援用具等の日常生活用具の給付または貸与すること等により日常生活の便宜を図る。

ク. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

ケ. 移動支援事業

屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。(個別支援、グループ支援、車両移送型)

コ. 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し障がい者等の地域生活支援の促進を図る。(※基礎的事業は交付税)

サ. 任意事業

市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

(訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、点字・声の広報等発行事業 等)

3.2. 事業名：(継続) 相談支援体制強化事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,024 千円 (166 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,190 千円

(3) 事業の概要

ア. 自立支援協議会運営事業

県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を行う。

イ. 相談支援アドバイザー派遣事業

市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制の整備・充実強化を促進し、早急にその体制を確立するため、県内外のアドバイザーを積極的に派遣し、市町村等への技術的助言を行う。

ウ. 身体・知的障害者相談員活動強化事業

身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、

活動の強化を図る。

3.3. 事業名：(継続) 地域生活支援事業 (障がい者福祉従業者等研修事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：20,327 千円 (470 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：20,797 千円

(3) 事業の概要

障害福祉サービスを提供する者に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修の実施。

ア. 指導者養成研修等派遣

各種研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する次の研修に受講者を派遣する。

- ・相談支援従事者指導者養成研修（3名派遣）
- ・サービス管理責任者等指導者養成研修（6名派遣）
- ・強度行動障害指導者養成研修（基礎）（2名派遣）
- ・強度行動障害指導者養成研修（専門）（2名派遣）

イ. 研修の実施

障害福祉サービスを提供する者等に対する、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした次の研修の実施（委託先：社会福祉法人鳥取県厚生事業団）

- ・サービス提供責任者等研修
- ・相談支援従事者研修
- ・同行援護従業者養成研修
- ・行動援護従業者養成研修
- ・サービス管理責任者等研修
- ・障害支援区分認定調査員等研修
- ・障がい者グループホーム世話人等研修
- ・障害者支援施設等職員研修
- ・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

3.4. 事業名：(継続) 地域生活支援事業 (高次脳機能障がい支援普及事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：7,392 千円 (495 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,897 千円

(3) 事業の概要

ア. 高次脳機能障がい者支援事業費

- ・医療法人十字会野島病院に高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、相談コーディネーターを1名配置。医療・福祉の切れ目ない支援の強化と関係機関とのネットワークの充実、専門的な相談対応を実施

イ. 高次脳機能障がい支援連携強化事業

- ・医療関係者、福祉サービス事業者、家族会等、高次脳機能障がい者の支援に関わる支援者ネットワークの充実を図るため、圏域ごとに事例研究発表会及び意見交換会を開催

ウ. 高次脳機能障害者家族会補助金

- ・家族会が実施する相談事業及び一般県民向けの普及啓発事業に対して助成

3.5. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）

(1) 平成 29 年度当初予算額：15,125 千円（25 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：15,100 千円

(3) 事業の概要

障がいのある方が社会参加の構成員として地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のため次の事業を実施する。

ア. 補助犬育成事業

補助犬を育成し、必要とする視覚障がい者へ貸与

イ. 障害者社会参加推進センター設置事業

障害者社会参加推進センターを設置し、障がい者の様々な大会活動を支援（社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会に委託）

ウ. 視覚障がい者の移動支援に関する指導者等の資質向上研修

日本盲人会連合が主催する視覚障害者移動支援従事者資質向上研修の参加に係る旅費を支給

エ. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業

知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助（一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会に補助）

オ. 知的障がい者本人大会開催事業

知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助（一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会に補助）

カ. 心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰

内閣府と共催で県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を実施

キ. 「よりよい暮らしのために」の購入

障がい者に関する必要な情報をまとめた冊子を購入し、障がい者手帳の交付時に配布することにより、障がい者の社会参加の支援に役立てる。

ク. アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族が、アルコールや薬物依存症に関する正しい知識を得るとともに、他の家族との話し合いをとおして家族自身がゆとりをもって自分らしく暮らしていくことを目的に講義と話し合いの場を設ける。

ケ. 精神障がい者地域移行サポート事業

地域移行後の精神障がい者を地域で支える「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。

コ. 精神障がい者等によるピアサポート・研修会開催支援事業

精神障がい者本人やその家族等が実施するピアサポートや研修会等に対し、その開催経費を支援する。

サ. 精神保健福祉普及啓発事業

精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「心の啓発イベント」を開催する。

3.6. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）

(1) 平成 29 年度当初予算額：6,647 千円（279 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,368 千円

(3) 事業の概要

あん摩師免許、はり師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し、就労の場を提供するとともに、必要な技術指導を行い、もって視覚障がい者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームの運営に必要な経費を補助する。

3.7. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）

(1) 平成 29 年度当初予算額：30,609 千円（増減なし）

(2) 平成 28 年度当初予算額：30,609 千円

(3) 事業の概要

障がい者の職業生活における自立を図るため、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」及び「発達障がい者就労・生活支援員」を配置。

また、「アセスメント・調整支援員」を西部の障害者就業・生活支援センターに配置。

3.8. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（生活訓練事業）

(1) 平成 29 年度当初予算額：4,238 千円（178 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：4,416 千円

(3) 事業の概要

障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。

ア. 視覚障害者生活訓練事業

歩行、家事、点字、福祉機器、社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を圏域ごとに開催する。（鳥取県視覚障害者福祉協会に委託）

イ. 中途失明者生活訓練事業

失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）歩行訓練、点字講習等を圏域ごとに実施する。（鳥取県ライトハウスに委託）

ウ. 聴覚障がい者日常生活訓練事業

聴覚障がい者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習を開催する。（鳥取県身体障害者福祉協会に委託）

エ. オストメイト日常生活訓練事業

ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。（鳥取県身体障害者福祉協会に委託）

オ. 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の研修を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。(鳥取県身体障害者福祉協会に委託)

カ. 在宅重度障害者社会参加促進事業

筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。(鳥取県身体障害者福祉協会に委託)

キ. 日常生活訓練事業

身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活に必要な事項について専門的指導等を行う。(鳥取県身体障害者福祉協会に委託)

3 9. 事業名：(継続) 地域生活支援事業 (障がい福祉サービス質の向上支援事業) 事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：754 千円 (増減なし)

(2) 平成 28 年度当初予算額：754 千円

(3) 事業の概要

障害者支援施設等において、専門性や高度な支援技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法や技術の向上を図ることを目的として、アドバイザー招致し、事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討・事例研究等に必要な経費、法人・事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会への参加に係る費用等に対し補助を行う。

4 0. 事業名：(継続) 聴覚障がい者センター事業 (聴覚障がい者意思疎通支援事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：20,421 千円 (1,166 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：19,255 千円

(3) 事業の概要

聴覚障がい者センターにおいて聴覚障がい者の意思疎通支援事業を実施する。

ア. 聴覚障がい者センターの概要 設置に関する経費

- ・運営主体 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- ・設置場所 3ヶ所 (鳥取市・倉吉市・米子市)
- ・聴覚障がい者センターの機能

対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。

(ア) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり

手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し

(イ) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり

聴覚障がい者相談員の配置

(ウ) 聴覚障がい者の居場所づくり (生きがい、学習、情報収集など)

参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等

イ. 聴覚障がい者センター関連経費

- ・字幕入り映像の貸出事業を実施する。

ウ. 要約筆記事業

- ・要約筆記者養成研修事業
- ・要約筆記者設置・派遣事業

4 1. 事業名：(継続) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議

- (1) 平成 29 年度当初予算額：900 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：900 千円
- (3) 事業の概要

各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの構築のための関係機関の連絡調整会議・研修会を実施。

4 2. 事業名：(継続) 障がい者一般就労移行支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：2,204 千円（540 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,664 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 就労移行・定着支援セミナー開催事業
 - ・障害福祉サービス事業所等の支援員、ジョブコーチ養成研修終了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方を対象に基礎研修及びスキルアップ研修を開催
 - イ. 実習受入れ謝金等の支給
 - ・障害福祉サービス事業所の利用者が職場実習を行う場合に、福祉施設からの実習の受入企業に対し謝金を、実習受講者に対して実習奨励金を支給
 - ウ. 研修受入謝金等の支給
 - ・県内の就労移行支援事業所の職員について、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所での研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。（県内で3名）

4 3. 事業名：(継続) 障がい者等歯科医療技術者養成事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：330 千円（116 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：214 千円
- (3) 事業の概要

歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康を維持、推進するために、必要な知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成することを目的として、障がい者歯科診療の臨床実習、講演会等を行う。

4 4. 事業名：(継続) 農福連携推進事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：10,376 千円（1,937 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：8,439 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 農家と就労系障害福祉サービス事業所の農作業受委託のマッチング
 - イ. 年間を通じて障害福祉サービス事業所に農作業を発注する農家グループに謝金を

支給

ウ. 農作業効率化支援のための農機具購入費の補助

エ. 農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用を補助

4 5. 事業名：(継続) とっとりモデルの共同受注体制構築事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：21,894 千円 (242 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：21,652 千円

(3) 事業の概要

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するために、全国初となる複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場（ワークコーポとっとり）を平成 27 年 10 月に設置し、障がいのある方の工賃向上や一般就労を促進しており、目的達成のための更なる運営強化を図るため、次の事業を法人特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに委託する。

ア. 共同作業場の運営

受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。

イ. 官公需コンタクトセンターの運営

官公需の促進を図るため、ワンストップサービスによる対応を行うためのコンタクトセンターを運営し、年々増加傾向にある優先調達推進法に基づく国・県・市町村等からの発注案件に迅速に対応するとともに、企業からの発注案件において、ロードの少ない作業の事業所への振り分け等、共同作業場との連携により事業所が行う作業量の拡大に繋げる。

4 6. 事業名：(新規) 農業参入企業による障がい者就労促進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：22,500 千円 [債務負担行為 H30～31 22,500 千円] (一)

(2) 平成 28 年度当初予算額：－

(3) 事業の概要

農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対して支援を行う。

ア. 事業期間

3 年以内

イ. 助成率

定額

ウ. 助成金

60,000 千円以上の設備投資で 20 名以上雇用：30,000 千円

75,000 千円以上の設備投資で 25 名以上雇用：37,500 千円

90,000 千円以上の設備投資で 30 名以上雇用：45,000 千円

47. 事業名：(継続) 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：8,329 千円 (152 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：8,177 千円

(3) 事業の概要

ア. 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度

- ・就労系障害福祉サービス事業所の運転設備資金の無利子貸付制度の運用

イ. 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金

- ・就労系障害福祉サービス事業所が新商品開発を行う場合の開発経費の助成

ウ. 障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金

- ・県内の就労系障害福祉サービス事業所と連携し、新商品等の開発を行うあいサポート企業への助成

48. 事業名：(継続) 工賃向上環境強化事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：29,263 千円 (84 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：29,347 千円

(3) 事業の概要

NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センターに事業コーディネーターを配置し、個々の事業所に沿った支援を実施する。

ア. 事業所コーディネート事業

- ・日本財団工賃向上モデル事業活用促進支援

イ. 共同作業場施設外就労促進支援 (ワークコーポとっとり、フジオファーム、御崎水産物共同作業場)

ウ. 受託作業内容の高単価作業等への組替促進支援

エ. 販売促進事業

- ・県内外販路拡大
- ・物産展の開催
- ・鳥取県主催イベントへの出店

オ. 工賃日本一事業所連絡会の運営

カ. 2017 食博覧会・大阪のブース出展

キ. スウィーツ甲子園への参加

ク. 新工賃向上計画策定のための検討委員会を設置

49. 事業名：(継続) 福祉の店販売機能強化事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：7,525 千円 (1,483 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,042 千円

(3) 事業の概要

就労系障害福祉サービス事業所等が製作する商品を事業所同士の連携のもと常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店の運営費補助を行う市町村に対しその経費の一部を助成。

5.0. 事業名：(継続) 障がい者スポーツ振興事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：3,500 千円 (41 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：3,541 千円
- (3) 事業の概要
 - ・鳥取県身体障がい者体育大会の開催に係る補助
 - ・鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催に係る補助
 - ・全日本 Challenged アクアスロン皆生大会の開催に係る補助

5.1. 事業名：(継続) あいサポート推進事業

(旧事業名：あいサポート運動推進・連携等事業)

- (1) 平成 29 年度当初予算額：12,407 千円 (8,450 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：20,857 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. あいサポート運動研修事業
 - ・あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポート研修事業等を委託して実施。
 - イ. あいサポート運動の更なる推進事業
 - ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施
 - ・あいサポート企業・団体認定制度
 - ・障害者週間における啓発
 - ウ. 障害者差別解消法理解促進事業
 - ・地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとしての「障害者差別解消支援地域協議会」を円滑に実施するための検討・準備等に係る経費。
 - エ. あいサポート大使活用事業
 - ・あいサポート大使が県内の学校やあいサポート認定企業等に対し、これまでのあいサポート運動の活動報告などについて講演を行う。

5.2. 事業名：(継続) 手話でコミュニケーション事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：90,884 千円 (201 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：90,683 千円
- (3) 事業の概要

鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を促進するため、様々な取組を行う。

 - ア. 手話の普及
 - (ア) 県民向けミニ手話講座の開催
 - (イ) 企業等で開催する手話学習会等への補助
 - (ウ) 手話サークルへの補助
 - (エ) 手話啓発イベントへの補助

鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に対する補助。

- (オ) 聴覚障がい者福祉研修会への補助
鳥取県聴覚障害者協会が主催する聴覚障がい者福祉研修会開催経費に対する補助
- (カ) 【新規】中国地区合同手話研修会への補助
中国地区手話サークル連絡協議会及び全国手話通訳問題研究会中国ブロックが主催する中国地区合同手話研修会開催経費に対する補助（平成 29 年度は鳥取県開催）
- イ. 手話を使いやすい環境整備
 - (ア) ICT を活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス
遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。
また、ICT 技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向け ICT 学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。
 - (イ) 音声文字変換システム
聞こえる人の音声を文字に変換して表示するシステムサービスを実施する。
 - (ウ) 手話通訳者トレーナー設置
経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、講習会等により手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。
 - (エ) 手話通訳者設置・派遣
 - (オ) 手話通訳者養成研修
 - (カ) 手話通訳者指導者養成研修への派遣
2 名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。
 - (キ) 手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成
手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を助成する。
 - (ク) 鳥取県手話施策推進協議会開催経費
 - (ケ) とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助
鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金
 - (コ) 聴覚障がい相談員設置事業
3 圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整・連携等を行う。

5.3. 事業名：(継続) 多目的トイレ利用促進事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：2,080 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：2,080 千円
- (3) 事業の概要

障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行う。

5.4. 事業名：(継続) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：28,071 千円 (59 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：28,012 千円

(3) 事業の概要

第 4 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催する。

ア. 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の目的

若い世代である高校生をターゲットに、手話によるパフォーマンスを披露し発信する話を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催する。

イ. 事業概要

(ア) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金

大会の運営、広報に要する経費

(イ) 奉迎対策費

関係機関との協議や奉迎に要する経費

(ウ) 人件費

手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員を 1 名配置する。

5.5. 事業名：(継続) 視覚障がい者情報支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：37,340 千円 (1,518 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：38,858 千円

(3) 事業の概要

視覚障がい者等の社会参加を促進するため、次の事業を実施する。

ア. 点字・声の広報等発行事業

県が発行する広報誌等の点字翻訳版・録音版を作成し、県内の視覚障がい者に無償で提供する。

イ. 点字による即時情報ネットワーク事業

日本盲人会連合から提供される新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークにより取得し、点字印刷の上、視覚障がい者に情報提供を行う。

ウ. 視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業

パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象とした情報支援のためのパソコン講座を開催する。

エ. 情報アクセス・コミュニケーション研究会

情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者等と「情報アクセス・コミュニケーション研究会」を開催し、意見交換を行う。

オ. 点字図書館運営費補助金

視覚障がい者に対し、点字版・録音版の図書の貸出し等を行っている点字図書館の運営に対する補助を行う。

5.6. 事業名：(継続) 鳥取県障がい者アート推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：110,759 千円 (3,776 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：106,983 千円

(3) 事業の概要

平成 26 年度に開催した「第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。

また、平成 28 年 3 月に設立した「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

ア. 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の運営

障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、平成 27 年度に設置した「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を継続的に運営する。

- ・常設展示、情報発信、相談支援、人材育成、普及啓発

イ. 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

ウ. 障がい者アート活動支援事業補助金

障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。

- ・団体練習経費等補助 補助上限 20 万円×50 件
- ・個展等開催経費補助 補助上限 20 万円×40 件

エ. 「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり祭り」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。

オ. 「あいサポート・アートとっとり展」の開催

障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会を提供するため、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。

※エ及びオの事業については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京 2020 応援プログラム」の認証を目指す。

カ. 障がい者と健常者が共につくる芸術

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を継続支援する。平成 29 年度は「じゅう劇場」の取組を継続して県内全域に広めるとともに、海外にも積極的に PR する。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

キ. 知事連盟に係る連絡調整費

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

5.7. 事業名：(継続) 親亡き後の安心サポート体制構築事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：3,764 千円 (増減なし)

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,764 千円

(3) 事業の概要

ア. 安心サポートファイルの普及

コーディネーターを配置し、各市町村内で普及を図っていただく普及員養成のための説明会を開催したり、障がい者の保護者、医療機関や学校などの関係機関に周知する取組を行う。

イ. 親亡き後に備えて必要とされる支援についての検討

「親亡き後」の問題に対応するにあたって、検討会を設置して障がい者の保護者の意見やニーズを把握し、具体的にどのような支援が必要とされているのか、調査研究する。

5.8. 事業名：(継続) 特別児童扶養手当支給事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：15,142 千円 (9,836 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：5,306 千円

(3) 事業の概要

20 歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいを有する在宅児童を監護・養育している者に支給する特別児童扶養手当制度を運用するための事務的経費。

※特別児童扶養手当支払事務システムの再構築費用を 29 年度予算で計上

5.9. 事業名：(継続) 心身障がい者扶養共済事業費

(1) 平成 29 年度当初予算額：200,217 千円 (251 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：199,966 千円

(3) 事業の概要

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡し、又は重度障がいとなったときに、障がい者に終身一定額の年金を支給する任意加入の共済制度（心身障がい者扶養共済制度）の運用を行う。

6.0. 事業名：(継続) アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,860 千円 (28 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,888 千円

(3) 事業の概要

ア. 地域依存症対策推進委員会の開催

医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討

イ. 精神科医等による定例相談会の開催

精神科医等による依存症に関する定例相談会の開催（東部福祉保健事務所で実施）。

ウ. 相談担当者研修会の開催

市町村担当課、相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、

- アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催（中部・西部福祉保健局で実施）。
- エ. 「アディクション・フォーラム in とっとり（仮）」の開催支援
アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発を行う目的で、様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。
- オ. 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業
薬物等依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。

6 1. 事業名：(継続) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,985 千円（37 千円増）
(2) 平成 28 年度当初予算額：1,948 千円
(3) 事業の概要

- ア. 地域移行推進会議と地域移行連絡会の開催
圏域における支援体制、課題等を検討。個別事例の検討や社会資源の活用及び関係機関の連携について協議。
- イ. ピアサポーターによる退院・退所支援
ピアサポーターによる体験談の発表や地域生活をイメージさせるための同行支援
- ウ. 地域移行支援強化事業
- ・地域移行支援強化研修会の開催（退院促進に携わる専門職等のスキルアップ研修）
 - ・地域移行支援プロジェクト会議の開催（県全体における課題の整理、方針の検討）
- エ. 地域と病院との交流
精神科病院入院患者と地域住民やボランティア（地域移行推進員等）との交流の場を提供し、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいの理解の促進を図る。

6 2. 事業名：(継続) 精神科医療適正化事業費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：5,452 千円（90 千円減）
(2) 平成 28 年度当初予算額：5,542 千円
(3) 事業の概要

- ・精神医療審査会の開催
措置入院又は医療保護入院者の人権に配慮し、適切な医療・保護を確保するため精神医療審査会で入院の適否について審査を行う。
- ・精神科病院に対する定期実地審査
人権に配慮した適切な医療の確保や入院制度等の運用を図ることを目的とし、県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対し、実地審査を行う。
- ・定期病状報告等文書作成委託
医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書の作成について委託する。

6.3. 事業名：(継続) 精神科救急医療体制整備事業費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：60,233 千円 (382 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：59,851 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 精神科救急医療施設事業
休日・夜間等、直ちに入院を要する患者を受け入れるため、医療機関の確保（医師等待機料及び空床確保）を行う。
 - イ. 精神医療相談事業
休日・夜間等の精神医療相談（電話・来所）体制整備に支援を行う。
 - ウ. 移送体制の整備運営
精神保健指定医、看護師等を派遣し、患者等の移送に要する経費

6.4. 事業名：(継続) 精神障がい者スポーツ大会

- (1) 平成 29 年度当初予算額：534 千円 (201 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：735 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 精神障がい者バレーボール大会鳥取県大会の開催委託事業
スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げるため、精神障がい者バレーボール鳥取県大会を開催する。
 - イ. 鳥取県精神障がい者フットサル交流会の開催委託事業
スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げると共に、精神障がい者のフットサル競技の普及を図る。

6.5. 事業名：(継続) 精神衛生費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：20,938 千円 (1,614 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：22,552 千円
- (3) 事業の概要
 - ア. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条に基づく措置入院の実施
 - ・措置入院医療費を支給するとともに、医療費の審査・支払事務を委託実施する。
 - ・精神保健指定医が措置入院時における適否審査を行う。
 - イ. 自立支援医療レセプト点検
医療事務の資格を持った非常勤職員が、自立支援医療のレセプトを点検し、適正な医療費支出事務を確保する。
 - ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条に基づく医療保護入院等のための移送に係る診察の実施
精神保健指定医が医療保護入院のための移送に係る適否審査を行う。
 - エ. 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 編成に係る研修会
県内の精神科病院において DPAT チームを編成するため、DPAT の活動理念や活動の枠組み、活動内容等について研修を受講してもらい、DPAT 編成に向けた啓発と知識の習得を行う。

6.6. 事業名：(継続) 鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,600 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,600 千円
- (3) 事業の概要

鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会等、精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発の取組に対し、必要な経費を助成し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。

6.7. 事業名：(継続) てんかん対策推進事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：2,700 千円（2,000 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：4,700 千円
- (3) 事業の概要

「てんかん」のある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。

ア. てんかんのある方の支援者等研修事業

イ. てんかん地域診療連携体制整備事業

鳥取大学医学部附属病院を「てんかん支援拠点」として指定し、てんかん診療拠点を中心とした診療ネットワークを構築する。

6.8. 事業名：(継続) アルコール健康障害対策事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：13,202 千円（1,384 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：14,586 千円
- (3) 事業の概要

アルコール健康障害対策基本法及び鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に則り、アルコール健康障害支援拠点を設置するとともに、アルコール健康障害の普及啓発やアルコール問題を抱える当事者や家族の支援体制の強化を図る。

ア. アルコール健康障害支援拠点の設置

依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座を開催し依存症の普及啓発を行う（委託先：医療福祉センター渡辺病院）。

イ. 各保健所圏域における研究会の開催

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する。

ウ. 啓発フォーラムの開催

法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。

エ. かかりつけ医等の依存症対応力向上事業

一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応

力向上を推進する。

オ. 研修受講

多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。

カ. 鳥取県アルコール健康障害対策会議

学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。

キ. 普及啓発相談員

アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。

69. 事業名：(継続) ごきげんマルシェ開催事業

(旧事業名：農福連携マルシェ促進事業)

(1) 平成29年度当初予算額：7,887千円(1,887千円増)

(2) 平成28年度当初予算額：6,000千円

(3) 事業の概要

農業分野での障がい者の就労を促進し、障がい者の職域拡大や工賃向上を図るとともに、農業に取り組む障がい者就労支援事業所等によるマルシェ(市場)を開催する。

ア. 実施時期 平成29年10月頃

イ. 実施場所 鳥取市内

70. 事業名：(継続) 盲ろう者支援センター運営事業

(旧事業名：盲ろう者支援センター整備等事業)

(1) 平成29年度当初予算額：35,817千円(11,835千円増)

(2) 平成28年度当初予算額：23,982千円

(3) 事業の概要

ア. 盲ろう者支援センター運営費

イ. 【拡充】盲ろう者向け相談支援事業

盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。

<拡充内容>現状の相談員1名体制では十分な対応が困難となっているため、相談員を2名体制(1名増)とし、相談支援体制を強化する。

ウ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

研修の開催等により、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。

エ. 【拡充】盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。

<拡充内容>これまで支援中の通訳・介助員の交通費については、盲ろう者が全額負担していたが、盲ろう者の日常生活等を支援するため、当該費用の

公費負担を行う。

オ. 【新規】 盲ろう者向け相談支援事業

盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。

7 1. 事業名：(新規) 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,000 千円（－）

(2) 平成 28 年度当初予算額：－

(3) 事業の概要

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。

ア. 対象団体

- ・在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成
- ・在宅の障がい児者及び保護者が構成員のうち過半数を占める
- ・団体規模：10 名以上
- ・活動規模：県内、ただし参加障がい児者が複数の市町村に及ぶ場合に限る

イ. 対象事業

- ・在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として行われる事業
- ・参加障がい児者が 5 名以上
- ・1 団体あたり年間 1 事業（県または他の地方自治体から同事業に対して補助（本補助金を除く）を受けている事業を除く）

ウ. 対象経費

報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料

エ. 補助率

県 1/2（上限 100 千円）

7 2. 事業名：(新規) 措置入院解除後の支援体制強化事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：246 千円（－）

(2) 平成 28 年度当初予算額：－

(3) 事業の概要

平成 28 年度中に「措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」という。）を作成しているところであり、マニュアルに基づいた支援を実施する。

ア. 退院後支援計画の作成（120 千円：標準事務費枠内で対応）

マニュアルに基づき、県が措置入院中から措置入院患者に対し、退院後支援計画を作成するため、医療関係者等、他院後の支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。

イ. 県担当職員の資質向上（270 千円：標準事務費枠内で対応）

県職員が、精神保健に関する専門的な研修会に参加し、資質向上を図る。

ウ. 精神保健担当者研修会の開催 (246 千円)

講師を招き、精神保健に関する専門的な研修会、関係機関へのマニュアルの周知及びそれに基づき支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。

参加予定：市町村担当者、障がい者相談支援事業所職員等

7 3. 事業名：(継続) 障がい者等県立施設利用促進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：1,669 千円 (260 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：1,409 千円

(3) 事業の概要

障がい者及び高齢者等の県立施設の利用促進を図るため、県立障害者体育センターの指定管理者である社会福祉法人鳥取県厚生事業団が障がい者及び高齢者等に対する使用料を減免する場合に当該減免相当額を補填する。

7 4. 事業名：(継続) バリアフリー観光推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：250 千円 (1,880 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,130 千円

(3) 事業の概要

バリアフリー接遇研修の実施

障がいのある方を受け入れる際に注意すべきこと、配慮の方法等について、障がい当事者を招いて実践的な研修を実施

7 5. 事業名：(廃止) 水福連携モデルエリア運営事業

(1) 平成 28 年度当初予算額：879 千円

(2) 廃止の理由

補助事業終了のため、廃止する。

2 子ども発達課

1. 事業名：(継続) 障がい児者事業所職員等研修事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：360 千円 (1,072 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,432 千円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者及び発達障がい児者に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、訪問看護事業所、生活介護事業所、放課後児童クラブ等の障がい児者が利用する事業所及び重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業のヘルパー派遣事業所の職員を対象に、重症心身障がい及び発達障がいについての基礎的な研修を行う。

なお、細事業の一部（重症心身障がい児者支援のための人材育成研修（平成 28 年度当初予算額：1,138 千円）を鳥取大学独自事業に振替えるため減額となった。

2. 事業名：(継続) 子どもの心の診療ネットワーク整備事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：8,609 千円 (193 千円増)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：8,415 千円
- (3) 事業の概要

発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を子どもの心の診療拠点病院と位置づけ、子どもの心の問題に対応できる医師を含む支援者の養成、医療、福祉、教育等のネットワークの充実及び県民への理解啓発を一部委託して実施。

ア. 子どもの心の診療ネットワーク事業

- ・ネットワーク会議

医療、福祉、保健、教育等との連携のあり方について協議する。

- ・学内ミーティング

鳥取大学医学部附属病院内に設置。拠点病院としての活動について企画、検討する。

イ. 子どもの心の診療拠点病院推進室の設置

- ・拠点病院内に、事業実施の推進を図る推進室を設置。子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催事務等を担う。

ウ. 子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業

- ・医師の養成

子どもの心の診療と支援に関する医学講座、医療と福祉の連携を図る症例検討会の開催、拠点病院医師等の先進地研修の実施

- ・支援者研修

児童福祉施設心理職員研修への臨床心理士等派遣、福祉保健教育等子どもの心の問題に関わる支援者に対する専門研修の開催

エ. 子どもの心に関する理解啓発事業

- ・理解啓発講演会の開催

3. 事業名：(継続) 発達障がい者支援体制整備事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：4,866 千円 (354 千円減)
- (2) 平成 28 年度当初予算額：5,220 千円
- (3) 事業の概要

発達障がい児者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

ア. 発達障がい者支援体制整備検討委員会

福祉、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、本県の発達障がいに係る支援体制整備への指導、助言を実施。

イ. ペアレントメンターに係る事業

ペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい者の家族支援体制整備の強化を図る。

・ペアレントメンター・コーディネーター配置事業

ペアレントメンターの活動状況の把握や相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断、適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置し、ペアレントメンター相談を受けやすい体制を整え、家族への適切な支援に結びつける。

・ペアレントメンター相談事業

ペアレントメンター活動の促進を図るため、相談活動及び啓発活動にかかる経費を助成。

・ペアレントメンター・フォローアップ研修

ペアレントメンターに対し、相談スキルの向上等を目的とした研修の実施。

・ペアレントメンター活用経費

ペアレントメンターの活用を促進するため、県立施設が実施する事業でペアレントメンターを積極的に活用する。

・ペアレントメンター早期相談事業

発達障がいと診断された保護者に対し、診療施設内でペアレントメンターが早期に保護者の不安や悩み等に対応した相談活動を実施する。

・ペアレントメンター運営委員会実施事業

発達障がい児者の家族支援体制整備に向けて、ペアレントメンターの活動について検討を行う。

ウ. ペアレント・トレーニング普及推進事業

発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニングのマニュアルを配布し、講習会を実施する。

エ. 発達障がい者相談支援人材養成事業

思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。

4. 事業名：(継続) 児童発達支援センター利用料軽減事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：1,047 千円 (7 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：1,054 千円

(3) 事業の概要

児童発達支援センターを利用している県内の児童の保護者に対し、同一世帯内の第 2 子や第 3 子以降の同センターを利用する児童の利用者負担金を軽減する市町村に対して補助を行う。

5. 事業名：(継続) 障がい児等地域療育支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：7,504 千円 (51 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：7,453 千円

(3) 事業の概要

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児などが、身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられる体制の充実を図り、必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を行う。

6. 事業名：(継続) 障がい児福祉事務費

(1) 平成 29 年度当初予算額：3,339 千円 (6,353 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：9,692 千円

(3) 事業の概要

システム保守、障害児施設給付費の審査委託料等、障がい児福祉に係る事務的経費。
平成 29 年度は、請求システムの更新費用がないため大幅に減額となっている。

7. 事業名：(継続) 発達障がい情報発信強化事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：3,709 千円 (237 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,946 千円

(3) 事業の概要

発達障がい児者の保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）及び県民への発達障がいに対する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。

ア. リーフレット及び冊子の作成、配布

発達障がいの理解啓発及び情報提供のために、リーフレット（未就学編、小学校編、中学校編、思春期～青年期編）及びハンドブックを作成し配布する。

イ. 発達障がい出前講座の実施

高等学校に対して、発達障がい理解啓発のための出前授業（講座）を実施する。

ウ. ブルーライトアップの実施

平成 30 年 4 月 2 日の世界自閉症啓発デー、4 月 2 日から 8 日の発達障害啓発週間に合わせて、仁風閣のブルーライトアップと啓発イベントを実施する。

8. 事業名：(継続) 重度障がい児者地域生活促進・安心事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：360 千円 (6,009 千円減) [一部を他の事業に組替え]

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,369 千円

(3) 事業の概要

ア. 重度障がい児者相談員設置事業

重度障がい児者及びその家族等が身近に相談できる体制（相談員の配置）の整備を行う。重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う、重度障がい児者相談員を配置する。

イ. 重度障がい児者地域移行推進モデル事業（組替廃止）

モデル事業を廃止し、障がい児者在宅生活支援事業の一部として組み替える。

9. 事業名：(継続) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：19,910 千円 (23,796 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：43,706 千円

(3) 事業の概要

医療的ケアの必要な重度障がい児者が、より地域で生活しやすくするためには、医療機関の関わりが不可欠であり、医療機関の実施する医療型ショートステイの拡充を図るとともに、利用者の医療型ショートステイ利用時における支援の充実を図る。

ア. 医療型ショートステイの病床確保

在宅生活を送る医療的ケアの必要な重度障がい児者が、安心していつでもショートステイが利用できるようにするため、医療機関が重度障がい児者を受け入れた場合、入院時に診療報酬として得られる収入見込み額と障害福祉サービスとして得られる収入見込み額との差額分等を助成。

イ. 医療型ショートステイ利用時の付添に係るヘルパーの派遣

医療型ショートステイにおける支援に加え、利用時の見守り等を行う重度訪問介護事業所のヘルパー派遣に係る経費を助成。

10. 事業名：(継続) 発達障がい地域生活充実事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：5,282 千円 (1,664 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,946 千円

(3) 事業の概要

『エール』発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネージャー」を配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

また、発達障がいの専門医が地域の小児科医へ具体的な診療法等を伝える研修を実施することにより、地域で発達障がいの診療ができる体制（人材育成）を構築する。

ア. 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業

『エール』の地域支援機能の強化を図るため、発達障がい児者への相談支援に実績のある者を発達障がい者地域支援マネージャーとして配置する。

イ. 発達障がい診療協力医研修事業

発達障がい専門医が地域の小児科医に対して、具体的な診療方法を指導する。

1 1. 事業名：(継続) 障がい児入所給付費等

(1) 平成 29 年度当初予算額：382,047 千円 (14,472 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：367,575 千円

(3) 事業の概要

児童福祉法に基づき、以下の経費を障害児入所施設等に対し支給する。

- ・障がい児の保護者が障害児入所施設と契約を締結し、入所サービスの提供を受ける際にかかる経費の一部
- ・県が障がい児を障害児施設に措置入所させるためにかかる入所に関する費用
- ・障がい児が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所サービスの提供を受ける際にかかる経費の一部
- ・障害児相談支援にかかる経費の一部

1 2. 事業名：(継続) NICU からの地域移行支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：3,199 千円 (703 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,902 千円

(3) 事業の概要

新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けて支援を行う場合において、訪問看護師が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。

訪問看護事業所に対して、所属する訪問看護師が以下の支援を行った場合に、助成する。

- ・退院に向けたケース検討会への参加
- ・入院時支援
- ・外泊時支援

1 3. 事業名：(継続) 療育支援シニアディレクター配置事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：6,459 千円 (4 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：6,455 千円

(3) 事業の概要

本県の療育及び発達障がい支援体制整備の推進を行うため、総合療育センターに、障がい児への療育支援に実績のある非常勤医師を配置し、鳥取療育園、中部療育園を巡回し、障がい児の診察・訓練の支援、療育指導支援等を行う。

1 4. 事業名：(継続) 県立障がい児施設第三者評価受審事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：282 千円 (33 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：249 千円

(3) 事業の概要

県立障害児施設における福祉サービスの提供状況や質、人員・設備体制などについて

て、公正・中立な第三者機関による評価を受審し、より良い福祉サービスの提供を図る。

1.5. 事業名：(継続) 療育園電子カルテ整備事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：4,597 千円 (314 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：4,911 千円

(3) 事業の概要

平成 27 年度に鳥取療育園及び中部療育園において整備した電子カルテシステムの稼働に係る機器リース及び保守等委託を行う。

1.6. 事業名：(継続) 自立支援医療費 (育成医療)

(1) 平成 29 年度当初予算額：9,872 千円 (494 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：9,378 千円

(3) 事業の概要

身体に障がいのある児童等の健全な育成を図るため、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

1.7. 事業名：(継続) 障がい児者在宅生活支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：14,455 千円 (5,624 千円増) [一部を他事業から組替え]

(2) 平成 28 年度当初予算額：8,831 千円

(3) 事業の概要

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。

ア. 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障がい者支援施設等に入所している障がい児者が一時帰宅中の在宅における障害福祉サービスの利用経費について補助を行う。

イ. 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療行為が必要な障がい児者が家庭外で 4 人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用について補助を行う。

ウ. エアーマットレスレンタル助成事業

褥瘡リスクが高く、体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者等を対象にエアーマットレスのレンタル費用の助成を行い、褥瘡予防と介助量を軽減し、在宅生活を支援する。

エ. 重症心身障がい児者受入事業所看護師等配置助成事業

指定基準以上に新たに看護師等を配置し、日常的に医療行為が必要な重心児者等を受け入れる事業所に対し、看護師等配置経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な重心児者等の受入先を開拓する。

オ. 重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療行為が必要な重心児者等に対して医療専門職による医療ケアや治療

を実施する事業所に対して、必要な医療用具等の購入に関する経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な重心児者等の受入先を開拓する。

カ．重度障がい児者地域移行等推進事業（他事業から組替え）

入院又は入所中の医療的ケアが必要な重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活の体験を通して、安心した地域移行等につなげるための支援に必要な経費を助成することで、重度障がい児者の地域移行を促す。

キ．重度障がい者地域リハビリテーション促進事業（他事業から組替え）

重度障がい者が日中利用する生活介護事業所等が、理学療法士等の専門職員の派遣により、重度障がい者への関わり（リハビリ）等について、指導・助言を受けるのに必要な経費を助成することで、重度障がい者の日中の場における支援の充実を図る。

ク．入院時等付添依頼助成事業

常時必要とされる入院時等の付添いを一時的に交替することで、家事や他の家族の世話等を行う時間を確保する。

ケ．家庭内排痰補助装置助成事業

筋ジストロフィー等により、常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。

コ．身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳（聴覚機能障がい）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等の購入費等を補助する。

18．事業名：（継続）鳥取療育園移転整備事業（ライフライン）

（1）平成29年度当初予算額：17,381千円（16,505千円増）

（2）平成28年度当初予算額：876千円

（3）事業の概要

鳥取療育園は県立中央病院に併設され、冷暖房・ガス・給水設備等を中央病院と共有しているが、病院の建替整備に伴いこれらの設備が切り離されてしまうため、建替えに伴って影響を受ける各種の施設・設備の整備工事を行う。

19．事業名：（新規）放課後等デイサービス支援充実事業

（1）平成29年度当初予算額：501千円（－）

（2）平成28年度当初予算額：－

（3）事業の概要

放課後等デイサービス事業所の支援の質を向上、充実させることで障がいのある学齢期の子どもへの健全な育成を図ることを目的に、主に設置者、管理者、児童発達支援管理責任者を対象とした研修会等を行う。

ア．ガイドライン研修会

厚生労働省が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」の利用促進のために研修会を実施する。

イ．支援充実研修会

利用児童及び保護者への支援の充実のために研修会を実施する。

ウ. 情報交換会

放課後等デイサービス事業所同士での意見交換や情報共有のために情報交換会を実施する。

20. 事業名：(廃止) ICT を活用した発達障がい児への支援事業

(1) 平成 28 年度当初予算額：1,954 千円

(2) 廃止の理由

本事業は、平成 27 年度からモデル事業として実施してきたが、平成 28 年度限りで廃止する。

21. 事業名：(廃止) 重度障がい者地域リハビリテーション促進モデル事業

(1) 平成 28 年度当初予算額：3,082 千円

(2) 廃止の理由

他の事業（障がい児者在宅生活支援事業）に予算を組み替えるため廃止する。

2 子ども発達支援課（皆成学園）

1. 事業名：(継続) 皆成学園費

(1) 平成 29 年度当初予算額：93,969 千円（12,762 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：106,731 千円

(3) 事業の概要

県立障害児入所施設等である皆成学園の管理運営に要する経費。主に知的障がい児に対し、入所により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。

2. 事業名：(継続) 地域生活支援事業（発達障がい者支援センター運営費）

(1) 平成 29 年度当初予算額：9,499 千円（107 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：9,392 千円

(3) 事業の概要

『エール』発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児者への支援を専門的に行う機関として、当事者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村等が行う支援に対する技術的援助及び人材育成並びに関係機関との連携強化により総合的な支援体制の整備を推進する。

2 子ども発達支援課（総合療育センター）

1. 事業名：（継続）総合療育センター費

- （1）平成 29 年度当初予算額：336,707 千円（22,950 千円減）
- （2）平成 28 年度当初予算額：359,657 千円
- （3）事業の概要

県立医療型児童発達支援センター及び医療型障害児入所施設等である総合療育センターの管理運営等に要する経費。肢体不自由児及び重症心身障がい児者に対し、入所（入院）又は通所の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うとともに、入所児童の地域生活を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。

2. 事業名：（継続）研修医等受入事業

- （1）平成 29 年度当初予算額：18,354 千円（502 千円減）
- （2）平成 28 年度当初予算額：18,856 千円
- （3）事業の概要

総合療育センターにおいて、専門医師（小児科、リハビリテーション科、整形外科）の育成及び将来的な医師の確保を図るために研修医を受入れ、障がい児療育拠点としての体制を整備する。また、看護、介護、臨床実習等の実習生を受入れ、医療福祉関係の人材育成に貢献する。

2 子ども発達支援課（鳥取療育園）

1. 事業名：（継続）鳥取療育園費

- （1）平成 29 年度当初予算額：29,853 千円（3,056 千円減）
- （2）平成 28 年度当初予算額：32,909 千円
- （3）事業の概要

県立医療型児童発達支援センター等である鳥取療育園の管理運営等に要する経費。肢体不自由児や発達障がい児等に対し、通所の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことによって福祉の増進及び向上を図る。

2 子ども発達支援課（中部療育園）

1. 事業名：（継続）中部療育園費

- （1）平成 29 年度当初予算額：17,882 千円（185 千円減）
- （2）平成 28 年度当初予算額：18,067 千円
- （3）事業の概要

県立医療型児童発達支援センター等である中部療育園の管理運営等に要する経費。肢体不自由児等に対し、通所の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことによって福祉の増進及び向上を図る。

3 危機対策・情報課

1. 事業名：(継続) あんしんトリピーメール等システム運営事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：7,748 千円（833 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：8,581 千円

(3) 事業の概要

ア. あんしんトリピーメール運営

- ・県・市町村が気象情報などの防災情報、道路情報及び不審者情報、PM2.5、黄砂・花粉など身近な防犯情報、生活・健康情報等を利用者（県民）に対してメールで配信する。
- ・利用者（県民）から災害発生などの情報提供があった場合は、内容確認の上、県や市町村等の防災関係機関が迅速に応急活動を実施し、被害拡大の防止等に努めるとともに、県民への情報提供のためメール配信やインターネットでの公開を行う。

イ. あんしんトリピーメールのわかりやすい表記による配信

平成 26 年度に「障がい者の暮らしやすい鳥取 PT」内の「情報アクセス・コミュニケーション研究会」で障がい者団体からの提言を受け、26 年度にはわかりやすい表記となるよう、配信文例を改正（要点をはじめに記載、専門用語を避ける等）するとともに 27 年度は情報の緊急度が一見してわかるように、緊急度に応じて赤・青・黄の背景色が付く機能（背景色メール）を追加し、運用を行っている。

4 人権・同和対策課

1. 事業名：(継続) 県民等との協働による人権啓発活動（障がい者スポーツ体験教室）

(1) 平成 29 年度当初予算額：602 千円（112 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：490 千円

(3) 事業の概要

障がい者スポーツ団体と連携して、児童・生徒を対象にした車いすバスケットボール体験教室（出前講座）を実施し、障がい者への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の高揚を図る。（県内の小・中・高等学校を対象に、年 6 回程度を予定。）

2. 事業名：(継続) とっとりユニバーサルデザイン推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：3,362 千円（362 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,000 千円

(3) 事業の概要

ユニバーサルデザイン（UD）及びカラーUD の普及啓発のため、UD 推進専門員を配置し、小・中学校等を対象にした UD 出前授業や、公民館、団体等が主催する研修会への UD 出前講座、また、広く県民を対象にした研修会等を開催する。

※ユニバーサルデザインとは障がいの有無、年齢、性別、言語など、一人ひとりの多様性を尊重して、はじめから誰もが利用しやすいように、製品、建物、環境などをデザインすること。

カラーユニバーサルデザインとは多様な色覚に配慮して、なるべくすべての人に情報が正確に伝わるように、色の使い方や文字の形などに配慮すること。

3. 事業名：(継続) 人権啓発教育事業費（楽しく身につけよう人権感覚事業）

(1) 平成 29 年度当初予算額：1,311 千円（30 千円増）

(2) 平成 28 年度当初予算額：1,281 千円

(3) 事業の概要

映画や演劇など親しみやすい方法により人権問題への理解を促進するため、人権週間に国、市町村などと共同で人権週間フォーラムを開催し、人権への理解を深める。

同フォーラムで実施するユニバーサル上映は、障がいがある方も健常者と一緒に映画を楽しめるように、視覚障がいの方のために場面の状況を説明する音声ガイドを取り入れ、聴覚障がいの方のために日本語字幕をつけて上映している。障がいのある方に映画を楽しんでいただくだけでなく、健常者の方に障がいのある方にどのような配慮が必要か体感していただき、理解を深める機会として、県内では数少ない取り組みとなっている。

5 交通政策課

1. 事業名：(継続) ユニバーサルデザインタクシー導入推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：1,700 千円 (400 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：1,300 千円

(3) 事業の概要

みんなが活躍できる社会の実現を目指して、平成 27 年 11 月 18 日に公益財団法人日本財団と立ち上げた共同プロジェクトの一つであるタクシーのユニバーサルデザイン (UD) 化の推進のため、UD タクシーの県内導入 (日本財団の支援を受けながら 28 年度から 30 年度の 3 年間で 200 台の UD タクシーの県内導入を目指す) にあわせ、高齢者・障がい者の特性を理解した接遇向上のためのドライバー研修を開催する。

- ・ 県東部、中部、西部それぞれ 2 回ずつ、計 6 回開催し、3 年間の期間に県内全タクシードライバーが受講する。
- ・ 県内主要駅、両空港などのタクシー乗り場に UD タクシーの案内看板を設置する。

6 文化政策課

1. 事業名：(継続) 芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：800 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：800 千円
- (3) 事業の概要

県内で行われる舞台公演、作品展示又は講演会等への参加が困難な県民のために、手話通訳の設置、託児サービス・介護サービスの提供、送迎バスの運行、バリアフリー映画の上映、実行委員会等が行う社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映といった県民が芸術・文化イベントに親しみやすい環境整備を行う実行委員会等に対して経費を助成する。

2. 事業名：(継続) 第 15 回とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）開催事業

- (旧事業名：アートピアとっとり推進事業（とりアート開催事業）
- (1) 平成 29 年度当初予算額：72,507 千円（2,400 千円増）
 - (2) 平成 28 年度当初予算額：74,907 千円
 - (3) 事業の概要

平成 14 年度に開催した「国民文化祭とっとり」の成果を継承・発展させるため、県民自らの文化芸術の祭典として『とりアート（鳥取県総合芸術文化祭）』を開催する。

平成 26 年度に開催された「第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の気運を熟成し、文化芸術による共生を図るため、「とりアート」への更なる障がい者団体の参画を促進する。

3. 事業名：(継続) 鳥取県立県民文化会館管理委託費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：439,167 千円（71,944 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：367,223 千円
- (3) 事業の概要

県民文化会館の管理運営等の経費及び機能・サービスを維持するために行う施設改修及び備品購入

《バリアフリー化事業》

○県民文化会館会議棟等トイレ改修工事（23,753 千円）

会議棟等のトイレを洋式化（温水暖房便座・擬音装置付）に改修・手摺り設置する。

4. 事業名：(継続) 鳥取県立倉吉未来中心管理委託費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：136,378 千円（13,112 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：123,266 千円
- (3) 事業の概要

倉吉未来中心の管理運営等の経費及び機能・サービスを維持するために行う施設改修及び備品購入

《バリアフリー化事業》

○倉吉未来中心トイレ改修工事（7,395 千円）繰越

アトリウムのトイレを洋式化（温水暖房便座・擬音装置付）に改修・手摺り設置する。

5. 事業名：（継続）鳥取県立童謡館管理委託費

（1）平成 29 年度当初予算額：108,387 千円（6,869 千円増）

（2）平成 28 年度当初予算額：101,518 千円

（3）事業の概要

童謡館の管理運営等の経費及び機能・サービスを維持するために行う施設改修及び備品購入

《バリアフリー化事業》

○童謡館トイレ改修工事（4,201 千円）

童謡館 2 F のトイレを洋式化（温水暖房便座・擬音装置付）に改修・手摺り設置する。

7 スポーツ課

1. 事業名：(継続) 生涯スポーツ推進事業

(旧事業名：障がい者スポーツ機会創出事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：5,327 千円 (80 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：5,292 千円

(3) 事業の概要

ア. スポーツ教室開催事業

スポーツをしたいと思う障がい者が気軽に参加できる機会の創出のため、土日を含めた通年型のスポーツ教室を開催する。また、障がい者や施設等からの求めに応じスポーツをする場（施設、大会会場等）にスポーツ指導員を派遣し、必要な指導を行う。

イ. 障がい者スポーツ指導員養成事業

障がいを正しく理解し、障がい者スポーツのルール等について知識・技能を習得した初級障がい者スポーツ指導員の養成を行うとともに、資格取得者の知識・技能の維持向上のためのフォローアップ研修を行う。

ウ. スポーツフェスティバル開催事業

障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ大会を開催し、参加者が同じ競技種目を体験し経験を共有することにより、障がい者の社会参加と県民の障がい者への理解を促進する。

エ. タンデム自転車で走ろう！事業

障がいの有無に関わらず自転車走行を楽しむことができるよう、2人乗りタンデム自転車の乗車講習会を行うとともに、当該自転車の貸出しを行う。

オ. 江原道との障がい者スポーツ交流事業

韓国江原道とスポーツ交流することにより、相互理解と友好を深め本県の障がい者スポーツの一層の発展を図る。

2. 事業名：(継続) 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

(旧事業名：障がい者スポーツ振興事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,276 千円 (増減なし)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,276 千円

(3) 事業の概要

障がいのある人もない人も体力に応じて参加できる「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」の開催に係る補助を行う。

3. 事業名：(継続) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会派遣等事業

(旧事業名：全国障害者スポーツ大会派遣等事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：22,909 千円 (1,265 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：21,644 千円

(3) 事業の概要

- ア. 全国障害者スポーツ大会派遣
全国障害者スポーツ大会へ個人・団体・オープン競技選手を派遣する。
- イ. 団体競技の中四国ブロック予選大会派遣
全国障害者スポーツ大会団体競技へ中四国ブロック代表チームを決定するための予選会に県代表チームを派遣する。
- ウ. 個人競技選手選考会の開催
全国障害者スポーツ大会個人競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。
- エ. オープン競技選手選考会の開催
全国障害者スポーツ大会オープン競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。
- オ. 鳥取県選手団強化練習会の開催
鳥取県代表選手の強化練習会を開催する。

4. 事業名：(継続) 競技力向上対策事業費

(旧事業名：障がい者スポーツ競技力向上事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：31,789 千円 (3,476 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：28,313 千円

(3) 事業の概要

- ア. 個人競技の競技力向上
強化選手の国内外遠征や合宿、強化トレーニングを実施する。
- イ. 団体競技の競技力向上
強化団体競技チームの練習会や合宿を実施する。
- ウ. 医科学サポートの実施
適切な動作指導や栄養指導、アンチドーピング講習会等を実施する。
- エ. 県立特別支援学校運動部の強化
県立特別支援学校の指定強化運動部の活動を支援する。
- オ. 次代を担うアスリートの発掘
理学療法士会と連携し、競技体験会や体力測定等を実施する。
- カ. 指導者の指導力向上
指導者の指導力向上のため、県外への研修派遣を実施する。指導力向上及び指導体制の充実を図る。
- キ. 実施体制の整備
競技力向上策を鳥取県障がい者スポーツ協会において実施するため、専任のスポーツ指導員を当該協会に配置する。

5. 事業名：(継続) 東京オリ・パラターゲット競技事業

(旧事業名：障がい者スポーツ競技力向上事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：4,458 千円 (1,945 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,513 千円

(3) 事業の概要

既に国内外の競技会等で好成績を収めており東京オリンピック・パラリンピック日本代表になり得る可能性が極めて高い県内選手を対象として、合宿、遠征等に係る経費を支援する。

6. 事業名：(継続) スポーツ推進基盤運営費

(旧事業名：障がい者スポーツ振興事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：31,222 千円 (2,178 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：33,400 千円

(3) 事業の概要

ア. 鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業

県内における障がい者スポーツの普及と振興のため、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営等に係る補助を行う。

イ. スペシャルオリンピックス日本・鳥取運営事業

知的障がい者スポーツの振興を図るための組織であるスペシャルオリンピックス日本・鳥取事務局の運営等に係る補助を行う。

7. 事業名：(継続) スポーツ環境整備事業

(旧事業名：県立体育施設バリアフリー化事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：74,970 千円 (71,627 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：146,597 千円

(3) 事業の概要

2020 年東京パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツの環境整備を積極的に図るため、県立社会体育施設のバリアフリー化を推進する。

- ・倉吉体育文化会館改修工事費 (エレベーター設置、引き戸改修、トイレ改修等)
- ・東山水泳場改修設計費 (出入口自動扉化、多目的トイレ設置、身体障がい者用更衣室設置、ハートフル駐車场上屋設置等)

8. 事業名：(廃止) あいサポスポーツ日本パラ陸上鳥取大会応援事業

(1) 平成 28 年度当初予算額：10,690 千円

(2) 廃止の理由

平成 28 年 4 月に開催された「第 27 回日本パラ陸上競技選手権大会」への運営等支援のための単年度予算である。

8 福祉保健課

1. 事業名：(継続) 心のバリアフリー推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,441 千円 (1,484 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,925 千円

(3) 事業の概要

高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的整備を促進するとともに、高齢者、障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進する。

ア. 心のバリアフリー普及啓発 (継続)

- ・小学生向け福祉教育冊子の作成、配付

子どもころから、高齢者、障がい者等への理解、支えあいの心を育み、福祉のまちづくりを進めるため、平成 14 年度に作成した福祉教育用冊子の内容を充実して、新 4 年生に配布する。

イ. ハートフル駐車場利用証制度 (継続)

- ・利用証の作成、配布
- ・案内表示ステッカー (啓発用品) 等施設用の作成、購入、配布
- ・制度周知用チラシの作成、配布

【実施状況】 利用証交付件数 12,056 件 (平成 29 年 1 月末現在)

協力施設数 698 施設 (平成 29 年 1 月末現在)

ウ. 推進体制の整備 (継続)

- ・福祉のまちづくり推進協議会の実施
- ・福祉のまちづくり推進サポーターの育成 (研修の実施等)

9 健康政策課

1. 事業名：(継続) ひきこもり対策推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：13,584 千円 (63 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：13,647 千円

(3) 事業の概要

ひきこもり状態にある者及びその家族に対する相談支援等やひきこもり支援に携わる関係者に対する研修を行い、ひきこもり者が社会参加できる環境を整える。

2. 事業名：(継続) 難病等医療費助成事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：791,950 千円 (44,349 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：747,601 千円

(3) 事業の概要

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、国が定める難病（指定難病）等の患者に対して、県がその治療に係る医療費の一部を公費負担する。

3. 事業名：(継続) 難病患者療養支援事業費

(1) 平成 29 年度当初予算額：12,251 千円 (1,561 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：10,690 千円

(3) 事業の概要

難病患者の安定した療養生活の確保と、患者及びその家族の生活の質の向上に資することを目的とし、県が在宅療養を行う難病患者に対し、支援を行う。

4. 事業名：(継続) 鳥取県難病相談・支援センター事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：11,185 千円 (2,260 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：8,925 千円

(3) 事業の概要

鳥取大学医学部附属病院及び県東部に設置をし、難病患者及びその家族に対して、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、各種相談に応じる。

10 住まいまちづくり課

1. 事業名：(継続) 鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：1,440 千円（増減なし）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：1,440 千円
- (3) 事業の概要

障がい者の居住安定と地域資源の活用による住宅セーフティネットの機能強化を図るため、障がい者向け賃貸住宅の供給を行う事業者に対し、家賃低廉化助成を実施する。

2. 事業名：(継続) 鳥取県居住支援協議会活動支援事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：8,956 千円（376 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：8,580 千円
- (3) 事業の概要

高齢者、障がい者等の住宅確保に配慮を要する方の住生活の向上及び安定化等を確保するため、鳥取県あんしん賃貸支援事業をはじめとする鳥取県居住支援協議会の活動に対し、国及び市と協同して必要な支援を行う。

(支援の対象とする経費)

- ア. 協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費
- イ. あんしん賃貸支援事業の相談員の配置に係る経費
- ウ. 協議会の会議費
- エ. セミナー等の開催に係る経費
- オ. 普及啓発及び広報に係る経費

3. 事業名：(継続) バリアフリー環境整備促進事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：28,013 千円（915 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：27,098 千円
- (3) 事業の概要

民間建築物について、バリアフリー化を推進するため、バリアフリー整備に係る費用の一部助成を行う。

1 1 就業支援課

1. 事業名：(継続) 障がい者就業定着支援事業

(旧事業名：障がい者就業定着強化事業、障がい者就業支援事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：85,907 千円 (8,319 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：77,588 千円

(3) 事業の概要

ア. 訪問型ジョブコーチ設置促進事業

- ・訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成する。(13 人 (2 名増))

イ. 訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業

- ・ジョブコーチ資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間 3 名)

ウ. 県版ジョブコーチセンター設置事業

- ・県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、中・西部におけるジョブコーチ支援を行う。

エ. 【新規】障がい者職場サポーター養成研修事業

- ・企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「障がい者職場サポーター」を養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。
(養成研修：県内 3 地区、年 6 回)

オ. 障害者就業・生活支援センター支援事業

- ・障害者就業・生活支援センター (3 箇所) に、職場開拓支援員及び定着支援員等を各 1 名配置する。

カ. 障がい者雇用アドバイザー配置事業

- ・障がい者雇用アドバイザー (県非常勤) を 1 名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。

キ. 【新規】発達障がい者訓練モデル普及事業

- ・発達障がい者等を対象に「クロスジョブ米子」で実施しているオフィス型ジョブトレーニングの手法を県内福祉サービス事業所等へ横展開を図る。(支援者・当事者向けと事業所向けの 2 コースを県内 3 地区で各 1 回開催)

ク. 【新規】障がい者雇用ステップアップ事業

- ・障がい者の就労支援に関わる地域のネットワークを活用して、地域の就労支援の現状・課題、ミスマッチの原因等について実態調査を行い、解決策を検討する。

ケ. 【新規】職業準備性を高める就労支援プログラム開発事業

- ・障がい者が一般就労する前に身に付けておく技能 (あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等) を習得するためのプログラムを開発し、就労移行を促進する。

コ. 障がい者職場実習

- ・職場実習の受入事業所に謝金並びに実習者に奨励金を支給する。

サ. 障がい者就労ネットワーク事業

- (ア) 障がい者就労ネットワーク会議の開催

- (イ) 発達障がい者就労支援ネットワークの構築
- (ウ) 聴覚障がい者就労支援事業（手話通訳の派遣）
- シ. 障がい者雇用推進啓発事業
 - ・ 障がい者雇用優良事業等の知事表彰や障害者就業・生活支援センターのホームページの運営等を行う。

2. 事業名：(継続) 特例子会社設立等助成金

(1) 平成 29 年度当初予算額：13,125 千円（8,125 千円減）

(2) 平成 28 年度当初予算額：21,250 千円

(3) 事業の概要

障がい者を新たに雇用して、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立した事業主に対し、助成金を支給する。

1 2 道路企画課

1. 事業名：(継続) ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：70,000 千円 (8,560 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：78,560 千円

(3) 事業の概要

バリアフリーを目的とした視覚障がい者誘導ブロックの設置、段差解消等の歩道整備を行う。

- ・整備地区の選定、整備内容等については、障がい者団体を中心に、国、県、市町村、警察等で構成する協議会等により決定。
- ・整備は、公共施設、福祉施設、学校、住宅、商業地等、歩行者が多い地区において優先的に実施する。
- ・歩行空間のバリアフリー整備は、現道路幅員内での整備を基本とし既設道路の有効活用を図る。
- ・横断歩道に接続する歩道端部の縁石について、車椅子の車輪通行部分を段差のない構造へ改良する。

1.3 教育委員会（教育環境課）

1. 事業名：（継続）県立学校 ICT 環境整備事業（特別支援学校）

- (1) 平成 29 年度当初予算額：40,101 千円（98 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：40,003 千円
- (3) 事業の概要

特別支援学校にタブレット端末等を整備し、子ども達の能力の発揮（困難の改善・克服）と ICT を活用した教材づくりを推進し、学力の向上や学びに対する支援を行う。

平成 29 年度はタブレット端末等の更新を行うが、学校からの要望を踏まえ、液晶画面の大型化や校外でも自由にインターネット等が利用できるタブレット端末の台数を増やし、活用の利便性を高める。

※別途債務負担行為：66,605 千円

2. 事業名：（継続）特別支援学校寄宿舎運営費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：15,731 千円（874 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：16,605 千円
- (3) 事業の概要

鳥取盲学校、鳥取聾学校及び琴の浦高等特別支援学校に通う児童・生徒の通学支援のために設置されている寄宿舎を運営する経費である。（学校教育法第 78 条及び第 79 条により、特別な事情があるときを除き、特別支援学校には寄宿舎を設置し、寄宿舎指導員が児童・生徒の日常生活上の世話や生活指導を行うこととされている。）

3. 事業名：（継続）県立米子養護学校キャリア教育実習設備整備事業

- (1) 平成 29 年度当初予算額：28,463 千円（3,217 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：31,680 千円
- (3) 事業の概要

米子養護学校生徒のキャリア教育を推進し、生徒の自立や就業先の拡大、円滑な就職・定着を図るため、平成 29 年度は昨年度整備した食品加工実習室等に必要な備品（オーブン、冷蔵庫、その他調理機器など）を購入・設置する。

これまでは従来型の「木工、窯業、紙工」等の学習を行ってきたが、現在の就職先は食品に関わる企業が多く、企業のニーズにマッチした実習が必要となっているため、食品加工に必要な施設改修・備品整備を行い、地域の方々への販売実習も実施する。

1.3 教育委員会（特別支援教育課）

1. 事業名：（継続）発達障がい児童生徒等支援事業

（1）平成 29 年度当初予算額：14,086 千円（1,983 千円増）

（2）平成 28 年度当初予算額：12,103 千円

（3）事業の概要

発達障がいのある児童生徒等の増加に対応し、適切な指導・支援の充実が求められている。小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために早期からの指導・支援の充実を図るとともに、特別支援教育の総合的な推進体制の整備の充実を図るための支援を行う。

ア. 【新規】発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業

国語科の教科指導法を研究する中で、児童が理解しやすい指導法や低学年の間に読み書きのつまずきを早期発見・早期支援していく指導の在り方等について研究を深める。

イ. 通級による指導担当教員等専門性充実事業

発達障がいに係る通級による指導の担当教員に対する研修体系を構築するとともに、必要な指導方法について研究を進める。

ウ. 【新規】インクルーシブ教育システム推進事業（発達障がい支援アドバイザー配置事業）

福祉、保健等関係機関と連携を図りつつ、教職員とともに日常的に連携、協力をしながら発達障がいの児童生徒への指導を行う発達障がい支援アドバイザーを配置する市町村を支援する。

エ. LD 等専門研修派遣

公立学校の教員を大学に派遣し、LD 等の障がいのある児童生徒への専門的指導法等の知識を持つ教員を養成する。

派遣者数：7名

派遣先：LD 等専門研修…鳥大地域学部 3 人、兵庫教育大学 1 人

教育相談研修…鳥大医学部：3 人

オ. LD 等専門員の活動充実事業

研修会を実施し、LD 等専門員の専門性の向上を図るとともに、学校等への相談活動を充実させる。

カ. 発達障がい理解啓発事業

発達障がいのある児童生徒の認知特性に応じた ICT 機器の活用を広めるための研修会を開催する。

2. 事業名：（継続）地域で進める特別支援教育充実事業

（1）平成 29 年度当初予算額：10,617 千円（5,632 千円減）

（2）平成 28 年度当初予算額：16,249 千円

（3）事業の概要

学校教育において、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を

進め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を目指して地域の体制づくりを進める。

ア.【新規】インクルーシブ教育システム推進事業

関係部局・機関と連携し、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するために、早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員を配置する市町村を支援する。また、特別支援教育体制整備連絡協議会を開催し、意見交換・情報共有等を行う。

イ.【新規】医療的ケア体制整備事業

医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行うために、小・中学校に学校看護師を配置する市町村を支援する。

ウ. 特別支援学校センター的機能強化事業

- ・特別支援学校に外部専門家（PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士）を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能の強化を図る。（鳥取盲学校、鳥取聾学校、白兔・倉吉・県立米子養護学校）
- ・県内少数障がい種（視覚・聴覚・病弱）の特別支援学校の教職員が先進的な教育実践をしている他県の学校を視察・研修することにより専門性の向上を図る。

3. 事業名：(継続) 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：26,818 千円 (9,354 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：17,464 千円

(3) 事業の概要

障がいのある生徒の「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、特別支援教育の充実及び関係機関と連携した支援体制の構築を計る。

ア. 就労サポーター配置

知的障がい者等の就労に関する実務経験を有する者就労サポーター（非常勤職員）を 4 名配置する。

イ. 就労促進セミナー事業

東・中・西の各圏域を会場として特別支援学校の取組等を企業等に広く知っていただき、障がい者の雇用に向けた理解啓発を促進する。

ウ. 県版特別支援学校技能検定実施事業

特別支援学校の生徒が身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価し、認定する「県版特別支援学校技能検定」を実施する。（清掃部門、喫茶部門）

エ. 定着支援コーディネーター配置

琴の浦高等特別支援学校に定着支援コーディネーター（非常勤職員）を 2 名配置し、関係機関と連携しながら、卒業生や企業等への細やかな支援を行い、学校から職場への円滑な移行と定着を図る。

オ. 職業教育スキルアップ事業

特別支援学校教員 3 名をジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の現場実習や進路

指導の質の向上を図る。

4. 事業名：(継続) 特別支援教育における専門性向上事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：13,373 千円 (1,356 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：14,729 千円

(3) 事業の概要

鳥取県の特別支援学校教職員の専門性と授業力を向上させるために、長期研修派遣や授業実践等に取り組める環境を整備し、幼児児童生徒一人一人の障がい特性と発達に応じた指導ができるようにする。

ア. 大学等長期派遣事業

各種講座・研修会、大学院や研究機関等へ計画的に派遣し、教職員の資質や指導力向上を図る。

イ. 授業力向上事業

幼児児童生徒の障がいの特性と発達のつまずきを捉え、一人一人の実態に応じた自立活動の教育実践を行い、実践をまとめていく。

ウ. 理療科・寄宿舍充実事業

県内で設置が少数の教育資源分野（理療科・寄宿舍）について、他県や現職の専門家と連携により専門性向上を図り、教育の充実を促進する。

エ. 医療的ケア専門性向上事業

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師の手技や医療安全の専門性を高める研修や教職員の呼吸や姿勢に関する専門性を高める取組を行う。

オ. 特別支援学校教育職員免許保有率向上事業

特別支援学校教諭免許状取得のために、免許法認定講習（10 講座）の開催や放送大学受講助成を行う。

カ. 特別支援教育実践・教材発信事業

県内特別支援教育の取組成果をデータベース化し、特別支援に携わる誰もが情報にアクセスして学ぶことができるよう検討する。

キ. 特別支援教育に関する実践研究充実事業

鳥取聾学校を指定校として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組む。

5. 事業名：(継続) 手話で学ぶ教育環境事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：18,504 千円 (2,746 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：15,758 千円

(3) 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校（以下「鳥取聾学校等」という。）におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。

- ア. 聴覚障がい基礎研修会の開催
初任者・転入職員対象の研修会を開催する。
- イ. 手話講座の開催
鳥取聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。
- ウ. 聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催
聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。
- エ. 手話講座等への参加経費の補助
教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費を助成する。
- オ. 教職員の手話技能検定助成制度
教職員の手話検定料及び通信教育受講料を補助する。
- カ. 手話通訳者の派遣
校内研修会、PTA 会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。

また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図るとともに手話に関する教育面の環境整備の充実を図る。

- ア. 【新規】手話言語条例学習教材の作成・配布
手話言語条例の基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関するろう者の歴史をテーマとした学習教材を作成・配布する。
- イ. 手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置
ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター（東部・中部、西部に非常勤職員各 1 名配置）及び手話普及支援員（ボランティア）を配置し、学校への派遣を行う。
- ウ. 聾学校幼児児童生徒との交流学习
鳥取聾学校と交流中の 4 校をモデル校とし、課題を整理し、今後の交流の拡大に繋げる。
- エ. 鳥取聾学校教職員による出前講座の開催
保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。
- オ. 手話ハンドブックの配布（新 1 年生分）
小学校 1 年生に手話ハンドブックを配布し、手話への興味関心を深める。
- カ. 指文字タペストリー作成・配付
指文字タペストリーを作成し、小学校に配布することで、指文字への興味関心を深める。

6. 事業名：(継続) 鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業

(旧事業名：障がい者理解啓発を進めるスポーツ振興事業、鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業)

- (1) 平成 29 年度当初予算額：5,401 千円（600 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：6,001 千円

(3) 事業の概要

特別支援学校の体育施設を拠点として、特別支援学校の児童生徒や卒業生、地域住民等がスポーツを通じて共生社会の実現を目指す。また、交流及び共同学習を通して、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさをともに味わい、障がいのある児童生徒の体力向上や豊かな生活の実現をめざすとともに、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解啓発を進める。

ア. 特別支援学校児童生徒地域スポーツ推進事業

特別支援学校の体育施設を拠点とし、地域のスポーツリーダーが中心となり、児童生徒が継続的にスポーツ活動ができる仕組みづくりを行う。また、児童生徒が居住地にあるスポーツクラブに参画するための支援を行う。

イ. 心のバリアフリー事業

障がい者スポーツの体験及び障がい者トップアスリートとの交流活動を通して、障がい者スポーツの振興と障がい者の理解推進を図る。

ウ. レッツ・プレイ・スポーツ事業

パラリンピック種目をはじめ、誰でも取り組みやすい障がい者スポーツを体験する機会を提供し、子どもたちに運動する喜びや楽しさを味わってもらうとともに、運動に親しむきっかけづくりとする。

7. 事業名：(継続) 共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：5,456 千円 (2,164 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：3,292 千円

(3) 事業の概要

平成 26 年度に開催された「全国障がい者芸術・文化祭」及びその中で開催された「特別支援学校合同文化祭」の意義を継承し、児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、健常者との交流を深めるとともに、より一層の社会参加と理解啓発を進め、共生社会の形成を図る。

8. 事業名：(継続) 特別支援学校における ICT 教育充実事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：5,321 千円 (1,815 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：7,136 千円

(3) 事業の概要

ICT (情報通信技術) を活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる学習指導を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を活用できる力を育てる。

ア. 【新規】知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育推進事業

知的障がいのある児童生徒がインターネット等を適切に活用できるようにするための情報モラル教育について、専門性の高い講師を招いて教職員研修と授業実践を行う。

イ. 特別支援学校 ICT 支援員派遣事業

ICT 活用の充実を図るため、各学校の教員への機器活用支援や教材作成の支援等を

民間に委託する。

ウ. iPad を活用した交流及び共同学習事業

特別支援学校（鳥取聾学校、鳥取大学附属特別支援学校、鳥取養護学校、白兔養護学校）の生徒が、高等学校（鳥取湖陵高等学校）の生徒と iPad を活用しながら交流及び共同学習を実施する。

9. 事業名：(継続) 特別支援学校児童生徒通学等支援事業

(旧事業名：特別支援学校児童生徒支援事業)

(1) 平成 29 年度当初予算額：39,613 千円 (11,953 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：27,660 千円

(3) 事業の概要

県立特別支援学校の児童生徒の通学に対して支援する。また、将来的な社会自立を目指すため、通学の間を活用し、自力で行動できる力を養うための支援を行う。

ア. 県立特別支援学校通学支援職員配置事業

遠距離地域からでも介助があれば公共交通機関を利用して、県立特別支援学校に通学できる児童生徒を支援し、社会的自立と保護者等の負担軽減を図るため、通学支援職員を外部委託する。

イ. 市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金

市町村等が行う県立特別支援学校児童生徒の通学支援事業に対し助成する。

ウ. 県立特別支援学校の通学支援を考える会の開催

県立特別支援学校の通学支援のあり方について関係者から意見を聞き、今後の通学支援の方針を検討するための参考とする。

エ. 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会

各校で、個々の児童生徒の実態に応じた通学支援体制の構築等について検討する。

オ. 未来につながる生活力アップ事業

生徒の将来的な社会自立を目指して、日常生活において身近に経験できる通学の間を活用し、自力で行動できる力を身につけるため、短期的に通学の案内、誘導、見守りを行う自立支援員を外部委託により配置し支援する。

10. 事業名：(継続) 県立特別支援学校通学バス運行管理委託事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：155,427 千円 (34,981 千円減)

(2) 平成 28 年度当初予算額：190,408 千円

(3) 事業の概要

県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。5 養護学校 18 路線。

11. 事業名：(継続) 特別支援学校早朝子ども教室事業

(1) 平成 29 年度当初予算額：2,885 千円 (191 千円増)

(2) 平成 28 年度当初予算額：2,694 千円

(3) 事業の概要

学校受入時刻（9時前）までの早朝時間帯の子どもたちの居場所を地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアにより整備し、保護者の負担軽減や児童生徒の活動支援を行う。（実施予定校：鳥取養護学校、倉吉養護学校、県立米子養護学校）

1.2. 事業名：(継続) 就学奨励費

(1) 平成29年度当初予算額：99,373千円（14,228千円減）

(2) 平成28年度当初予算額：113,601千円

(3) 事業の概要

特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担軽減を図る。

1.3. 事業名：(継続) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励費

(1) 平成29年度当初予算額：85千円

(2) 平成28年度当初予算額：85千円

(3) 事業の概要

東日本大震災及び熊本地震により被災し、県内の特別支援学校及び特別支援学級へ就学することとなった幼児児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する。

1.4. 事業名：(継続) 特別支援教育充実費

(1) 平成29年度当初予算額：14,588千円（1,622千円減）

(2) 平成28年度当初予算額：16,210千円

(3) 事業の概要

市町村教育委員会が児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先や進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校等への特別支援教育の理解啓発の充実を図る。

特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。

ア. 就学支援・教育支援

鳥取県就学支援委員会の開催、学びの場に係るシステム検討委員会の開催

イ. 抗体検査等における費用の助成

抗原抗体検査及び抗体検査、ワクチン接種

ウ. 教育・福祉等連携による意見交換会の開催

保護者や関係者を中心に、県民と特別支援教育について語り合う会を開催

エ. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実

鳥取県特別支援学校医療的ケア運営協議会の開催、特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催、学校看護師の保険加入

オ. 特別支援学校地域支援推進事業

小中学校等への相談活動（センター的機能）旅費、しおり作成諸経費

- カ. 鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜の実施等
鳥取県立特別支援学校募集要項の作成・印刷、鳥取県立特別支援学校募集要項説明会の開催、県立特別支援学校入学者選抜問題作成関係費用
- キ. 心の育み支援事業
心理検査実施、スクールカウンセラー等関係者連絡協議会の開催、教育相談及び生徒指導担当者等研修会の開催
- ク. 特別支援学校に係る負担金
校長会等の負担金の助成
- ケ. 特別支援学校生徒情報共有システムの運用
クラウドサーバ使用料、ルータ保守、帳票作成研修
- コ. 【新規】災害時備蓄品の整備
幼児児童生徒の安全を確保するための整備
- サ. 教職員の管理事務
教職員人事費、教育職員免許事務費等
- シ. 非常勤職員（一般事務）の配置
特別支援教育課に非常勤職員（一般事務）を配置

1.5. 事業名：(継続) 学校裁量予算指導充実費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：36,852 千円（1,472 千円減）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：38,324 千円
- (3) 事業の概要

学校長が独自性を発揮した学校運営ができるよう、学校運営費、教職員旅費とともに指導充実費の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長裁量による予算執行（必要に応じ節間流用が可能）を認めることにより、学校の自立度を高め、児童生徒等の状況に応じた学校づくりを進める。

1.6. 事業名：(継続) 特別支援学校教職員人件費

- (1) 平成 29 年度当初予算額：243,556 千円（1,087 千円増）
- (2) 平成 28 年度当初予算額：242,469 千円
- (3) 事業の概要

鳥取県の特別支援学校教職員の定数要求

- ア. 各々の障がい種に配慮した専門的教育支援を行うための配置
- イ. 障がいの重度・重複化に適切に対応するための配置
- ウ. 医療的ケアを必要とする児童生徒等への支援の充実を図るための配置
- エ. 一貫性のあるキャリア教育及び職場定着支援のための配置
- オ. 発達障がい児童生徒の指導・支援の充実を図るための配置
- カ. 特別支援学校体制整備及びインクルーシブ教育システムの構築を図るための配置
- キ. スクールソーシャルワーカーの配置

1.3 教育委員会（教育総務課）

1. 事業名：（継続）県教育委員会における障がい者就労支援事業

（1）平成 29 年度当初予算額：80,724 千円（733 千円増）

（2）平成 28 年度当初予算額：79,991 千円

（3）事業の概要

特別支援学校卒業生やハローワークで公募した障がい者を対象に非常勤職員として、学校現場における様々な業務に従事してもらうことにより、就労に向けて必要な業務遂行能力や事務処理能力、コミュニケーション能力の向上を図り、一般就労につなげていくとともに、業務に従事する中で明らかとなった課題や問題点を学校教育における指導の充実に役立てるなど、学校でのノーマライゼーションの推進を図る。

ア. 学校版知的障がい者等ワークセンター事業

・県立学校

配置校：白兔養護学校、倉吉養護学校、米子養護学校（一部、米子西高校）、倉吉総合産業高校

雇用人数：（障がい者）業務補助職員 16 人（各校 2～10 人程度）

（支援員）業務支援員 8 人（各校 1～5 人程度）

業務コーディネーター 1 人（米子養護学校）

イ. 【一部拡充】知的障がい者等に対する就労支援・雇用促進事業

・特別支援学校

配置校：鳥取聾学校（本校・ひまわり分校）、琴の浦高等特別支援学校

雇用人数：（障がい者）業務補助職員 3 人（各校 1 人）

・高等学校

配置校：鳥取湖陵高校、智頭農林高校、倉吉農業高校

雇用人数：（障がい者）農場管理補助職員 6 人（各校 2 人）

（支援員）業務支援員 3 人（各校 1 人）

・事務部局

配置所属：県立図書館

雇用人数：（障がい者）事務補助職員 4 人

ウ. 重度視覚障がい者ワークセンター事業

重度視覚障がい者を 1 人雇用し、全庁を対象とするワークセンターを設置して業務を行う。

・配置場所：教育総務課

（業務内容）

- ・視覚障がい者に対する県のパブリシティの点検
- ・県政資料や会議資料等の点訳、点訳資料の点検
- ・会議のテープ起こし、テキスト化 など